

市立学校長様

教育相談課長

「学校いじめ防止基本方針」等の見直しについて（通知）

本年4月1日に「仙台市いじめの防止等に関する条例」（以下「条例」という。）が施行されたことを受け、すべての学校において「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を改定いただいたところです。

学校基本方針は、いじめの防止等に向けたより実効性の高い取り組みの実施に向け、各学校の実態に即して適切に機能しているか点検し、必要な見直しを随時図られるよう、PDCAサイクルを機能させながら不断の見直しを行う必要があります。

つきましては、新年度に向け、下記により各学校のいじめの防止等に向けた取り組み状況を点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを行うようお願いいたします。

併せて、各学校で毎年度策定する「いじめの防止等に向けた年間の推進計画」（以下「年間推進計画」という。）や、毎年度見直す必要がある「学校いじめ重大事態に係る対処方針」（以下「学校重大事態対処方針」）についても、新年度当初までに策定又は見直しができるよう、今年度の取り組み等の状況の検証と新年度に向けた検討を進めるよう併せてお願いいたします。

記

1 時期

令和2年1月～3月末までの間

2 方法

「学校いじめ防止等対策委員会」等を中心に、児童生徒、保護者、地域からも意見聴取や意見交換（※）を行うなどして、学校基本方針及び年間推進計画が実情に即して適切に機能しているか検討し、必要な見直し等を行う。

※想定される意見聴取・意見交換の場は下記の通りです。

児童生徒	…児童会・生徒会の役員会、児童生徒集会等
保護者	…PTA 役員会、PTA 懇談会等
地域	…学校評議員会、健全育成協議会等

3 見直しのポイント

(1) 学校基本方針【必要に応じて見直し】

- | |
|--|
| ① 条例の規定中、特に学校や教職員の取り組みに関する主な規定が、見直し後の学校基本方針にも盛り込まれているか。 |
| ② いじめの防止、早期発見、適切かつ迅速な対処に向けた基本的な考え方や具体的な取り組みが十分に規定されているか。 |

※条例の主な規定については、平成31年4月1日付教育長通知（「仙台市いじめの防止等に関する条例」の制定及び「仙台市いじめ防止基本方針」の改定について）を参照のこと。

※条例の主な規定や具体的な取り組みを検討する際のポイント等も盛り込んだ学校基本方針は、別添の策定例（平成31年4月15日付教育長通知（「学校いじめ防止基本方針」の改定について）で通知済）を改めて参照のこと。

(2) 年間推進計画【毎年度必ず策定】

- ① 学校基本方針の規定内容等を踏まえた年間の取り組みを網羅的に盛り込んだ計画となっているか。
- ② 特に、教職員の資質向上に向けた校内研修が十分に企画されているか。(※)

※教職員の資質向上に向けた校内研修の例については、別添の策定例中 11 ページを参照。

(3) 学校重大事態対処方針【毎年度必ず見直し】

- ① 重大事態発生時の役割が、特定の教職員に偏っていないか。
- ② 複数の教職員で分担すべき役割（教職員からの聴き取り等）については、複数で分担されているか。

4 今後の予定

- ・新年度当初に「いじめ防止対策等に係る総点検」を全市一斉で実施し、各学校からは点検結果をご報告いただく予定としております。その際に、最新の「学校基本方針」「年間推進計画」「学校重大事態対処方針」も併せてご提出いただく予定である旨申し添えます。

※実施内容については、令和2年2月の合同校長会での説明を踏まえ、新年度に改めて通知する予定です。

担当：教育相談課 生徒指導班
電話：214-8878